

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人博愛会
- 2 指導監査実施年月日 令和2年11月10日(火)
- 3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	<p>評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の 1週間(中7日間)前、定時評議員会の場合は2週間(中 14日)前までに評議員に通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確 定していない場合はその旨)</p> <p>貴法人において令和元年5月24日に第1回評議員会 開催通知が発出されているが、理事会議事録を確認したと ころ、理事会での決議は評議員会開催通知が発出された日 よりも後の令和元年5月30日に行われていた。</p> <p>今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1 項 社会福祉法施行規則第2条の12</p>	